

柏崎市製造業脱炭素推進設備導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の基幹産業である製造業において、生産設備導入を通じた脱炭素化の取組を支援するため、柏崎市製造業脱炭素推進設備導入補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第29号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 製造業 総務省が定める日本標準産業分類に基づく製造業をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (3) 先端設備等導入計画 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）第52条第1項に規定する先端設備等導入計画をいう。
- (4) 先端設備等 中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号）第7条第1項に規定する先端設備等をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、中小企業者であって次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 製造業を営む者で、本市内に本社又は主たる事業所を有する者
- (2) 本市で1年以上事業を営んでいる者
- (3) 本市において、先端設備等導入計画の認定を受けた者であること。ただし、令和5年4月1日以後に当該認定を受けた者に限る。
- (4) 市税を滞納していない者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内の事業所において次の各号に掲げる全ての要件を満たす設備等（以下「補助対象設備」という。）を導入するものとする。

- (1) 当該導入に関する先端設備等導入計画について、法第52条第

1 項又は第 5 3 条第 1 項の規定による本市の認定を受けた機械及び装置であること。

(2) 補助対象設備について、この要綱の施行の日から補助金の交付を受けようとする年度の初日が属する年の翌年 3 月 3 1 日までに検収及び支払並びに第 1 0 条に規定する実績報告（リース契約又は割賦販売契約の場合は検収）を完了すること。

(3) 国、県、他の市町村その他公共的団体等による他の補助金等を受けていないこと。

(4) 次のいずれかに該当すること。

ア 補助対象設備を導入する市内の事業所において、脱炭素エネルギー（電気・ガス等の低炭素プランの契約、自家消費用の再生可能エネルギー発電設備の利用等）を使用していること。

イ 補助対象設備の使用エネルギーを化石燃料から電力へ転換すること。

ウ 補助対象設備について、入替え前の設備又は同型の旧設備と比較して省エネルギー効果が確認できること。

（補助対象経費）

第 5 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象設備にかかる取得価額（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

2 リース契約又は割賦販売契約で導入する補助対象設備は、補助金の交付を受けようとする年度における最初のリース料金又は割賦料金の支払から実績報告までに支払を終えたリース料金（消費税及び地方消費税並びに固定資産税相当額を除く。）又は割賦金（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

（補助金の額等）

第 6 条 補助金の額は、補助対象経費に 1 0 分の 1 を乗じて得た額とし、その額に 1 , 0 0 0 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

2 前項に規定する補助金の額は、2 0 0 万円を限度とし、予算の範囲内で交付する。

3 第 4 条第 4 号ア又はイに該当する場合は、前項の補助金の額に 1

0 分の 1 を乗じて得た額を加算する。ただし、その額に 1 , 0 0 0 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

- 4 補助金の交付は、一事業者当たり同一年度内において 1 回に限るものとする。

(補助金の交付申請)

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、柏崎市製造業脱炭素推進設備導入補助金交付申請書（別記第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、申請書の提出期限は、補助金の交付を受けようとする年度の初日が属する年の翌年 2 月 2 8 日までとする。

- (1) 先端設備等導入計画に係る認定通知書及び先端設備等導入計画に係る認定申請書（変更申請を行った場合は、先端設備等導入計画の変更に係る認定通知書及び先端設備等導入計画の変更に係る認定申請書）の写し
- (2) 第 5 条に掲げる経費の見積書等根拠資料
- (3) 市内の事業所において、脱炭素エネルギーを使用していることを証する書類（契約書等）又は補助対象設備の仕様・性能を確認できる書類（カタログ等）
- (4) 市内に本社又は主たる事業所を有することを証明する書類（登記簿謄本等）
- (5) 誓約書（別記第 2 号様式）
- (6) 市税完納証明書
- (7) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第 8 条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定するものとする。

- 2 市長は、補助金を交付する場合は、柏崎市製造業脱炭素推進設備導入補助金交付決定通知書（別記第 3 号様式）により、申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金を交付しない場合は、柏崎市製造業脱炭素推進設備導入補助金不交付決定通知書（別記第 4 号様式）により、申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更等の承認)

第9条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の内容を変更し、又は補助対象事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、柏崎市製造業脱炭素推進設備導入補助金変更等承認申請書（別記第5号様式）を速やかに市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象事業に要する経費に係る100分の20以内の変更（補助金の額の増加を伴うものを除く）は、この限りではない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金交付の変更又は中止、若しくは廃止を承認する場合にあっては柏崎市製造業脱炭素推進設備導入補助金変更等承認通知書（別記第6号様式）により、承認しない場合にあっては柏崎市製造業脱炭素推進設備導入補助金変更等不承認通知書（別記第7号様式）により、補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第10条 補助事業者は、補助対象事業を完了後、柏崎市製造業脱炭素推進設備導入補助金実績報告書（別記第8号様式）に次に掲げる書類を添えて、補助金の交付を受けようとする年度の初日が属する年の翌年3月31日までに市長に報告しなければならない。

(1) 支払及びリース契約又は割賦販売契約を証する書類（請求書及び領収書並びに契約書、明細等）の写し

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告があったときは、内容を審査の上、当該報告の内容が交付決定の内容に適合すると認めたときは、補助事業に要した額に応じて交付すべき補助金の額を確定し、柏崎市製造業脱炭素推進設備導入補助金確定通知書（別記第9号様式）により、補助事業者へ通知するものとする。

(交付の時期)

第12条 この補助金の交付は、前条の規定による通知をした日から起算して30日以内の日とする。

（補助金の交付決定の取消し）

第 13 条 市長は、補助金の申請内容に虚偽その他不正があったことが判明したときは、第 8 条第 2 項の規定による交付決定を取り消し、補助事業者に対し柏崎市製造業脱炭素推進設備導入補助金交付決定取消し及び返還通知書（別記第 10 号様式）により通知するものとする。

2 前項の規定による通知を行う時点において、既に補助金の支払を完了しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（財産処分の制限）

第 14 条 補助事業者は、取得した補助対象設備について、次項に規定する処分制限期間内において、市長の承認を得ないで補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは担保に供し、又は廃棄してはならない。

2 財産処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に規定する耐用年数に相当する期間とする。ただし、当該年数が 10 年を超えるときは 10 年、リース契約の場合はリース期間とする。

（検査等）

第 15 条 市長は、補助事業者に対し、補助対象事業の内容及び経理の状況について説明を求め、又は検査を行うことができる。

（その他）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、市補助金の支払については、令和 9 年 5 月 31 日までの間は、なおその効力を有する。